

平成 30 年度 国際小委員会の審議の経過等について

平成 31 年 2 月 13 日
 文化審議会著作権分科会
 国際小委員会

1. はじめに

今期（第 18 期、平成 30 年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け、以下の課題について検討を行った。

- (1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

2. 審議の状況

(1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場である W I P O の著作権等常設委員会（以下、「S C C R」という。）では、現在、①放送機関の保護のための条約（放送条約）、②権利の制限と例外及び③その他の議題として追及権、デジタル環境における著作権の分析、舞台演出家の保護に関する議論が進められている。本国際小委員会では、S C C R における議論の動向等について報告が行われ、それに基づき議論が行われた。

① 放送機関の保護

< S C C R における議論 >

1998 年 1 月以降、S C C R においては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定が検討されている。2007 年以降は、同年の W I P O 一般総会で決定されたマンデーント（伝統的な意味での放送機関の保護（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論を継続しており、第 31 回 S C C R（2015 年 12 月）には、条約の枢要である、①用語の定義（definition）、②保護の対象（object of protection）及び③与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論が行われている。

現在では、先進国のみならずアフリカ諸国等も総じて条約策定に前向きであり、早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2018年に開催された2度のSCCR（第36回会合（5月）、第37回会合（11月））では、議長より提示された統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われ、議論の結果を踏まえて統合テキスト案が改訂された。

（用語の定義について）

放送の用語に関し、有線放送を含めて定義する案に対して、国内法制との整合性の観点から複数の国から懸念が表明されていた。当該国からは、本条約の定義は国内における規制の枠組みに影響しないことを条文に加えることにより受け入れ可能との表明がなされ、放送に有線放送を含めるという条文案に統合された。

また、放送の定義に関し、インターネット送信を除くことを明示することについて、複数の国から支持が表明され、放送からインターネット送信が除外されることが明示されることとなった。

（保護の対象について）

伝統的放送を条約適用の対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られている。主な議論の対象は、伝統的放送（有線放送）機関によるインターネット上の送信¹の扱い及び放送前信号の扱いである。

異時送信の保護について、アルゼンチンからの提案について議論がなされた。アルゼンチン提案は異時送信のうち放送と同等の異時送信（見逃し配信等）については義務的な保護とするものである。本提案について議論が行われたが合意は得られず、本提案を議長テキストに反映したうえで次回会合において引き続き議論することとなった。

（放送前信号について）

放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権（right to prohibit）を与える代わりに、適當かつ効果的な保護（adequate and effective protection）を与えることを認めた柔軟性を有する案とすることで合意が得られた。

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスティング（放送番組の同時のウェブキャスティング）、(ii) ニアサイマルキャスティング（時差等により時間を少しづらして行われるウェブキャスティング）(iii) 異時送信に分類している。

(与えられる権利について)

米国からの提案 (SCCR/37/7) は、再送信についての保護の方法について各国に柔軟性を与えるものであるが、本提案の趣旨や意図について各国から積極的に質問がなされたが、本提案について合意は得られず、議長テキストに反映したうえで次回会合において引き続き議論することとなった。

<国際小委員会における委員からの意見概要>

(アルゼンチン提案について)

○放送条約の早期成立のためには、見逃し配信についての保護について義務的保護とするか任意的保護とするかを柔軟に検討することが必要である。

○アルゼンチン提案を含めて異時送信について今後議論がどのように収斂していくのかについて様子を注視する必要がある。

○見逃し配信については、配信期間が拡大していけばいくほど本来の放送とは離れていくということになる。また、同じ見逃し配信というものを伝統的な放送事業者以外の者が行っても今回付与される権利の対象にならないという点でバランスがとれているのかということも課題になる。

○見逃し配信について、条約上の義務的保護とするしないかは、どちらの方が早期妥結に資するのかというところがポイントになる。

(米国提案について)

○米国提案は与えられる権利についての提案で保護の対象については述べていない。これまでの議論で合意された部分は義務的保護とすることを前提としているのか懸念がある。

○米国提案のパラグラフ (y) にあるような著作権法以外の法律等に基づく場合に、違法動画の削除等の対策が実際になされるのかについて懸念がある。

○米国提案のパラグラフ (z) については、ライセンスの範囲までしか権利行使できないのか、ライセンスがあった場合には権利行使できることを意味するのか明確でない。

○我が国において、放送機関が権利者から独占的ライセンスを得るという実務は必ずしもないで、米国の提案では保護の実効性に懸念がある。

○異時の再送信に関する権利については、米国の説明では対象となるか否かが明らかではなかったので明確化を図りつつ、米国が企図する適当かつ効果的な保護方法についての評価とあわせて検討すべきである。

○米国提案については、米国内の意見を聞いた上で提出されていると推察される。異時送信の部分について必ずしも明らかではない点もあるが、外交会議の早期開催の観点からは「権利による保護」と「適当かつ効果的な保護」いずれも選

択肢として残す考え方もあり得るのではないか。

○我が国ではライセンシーが侵害者に対して権利行使することは制限的にしか認められていないことから、国境を越えた侵害に対して日本法が準拠法になると権利行使が制限される懸念がある。

○放送が海外において違法にアップロードされた場合にどのような保護を受けられるかが問題となる。また、インターネット配信について放送機関が権利者からライセンスを受けていない場合に、違法にアップロードされたものに対して権利行使できるか疑問である。

○米国提案における柔軟性はよい案であるが、柔軟性の対象を限定する等の検討が必要である。

○米国提案を検討するに際しては、我が国の放送機関が違法な再送信によってどれくらいの被害を受けているかを把握する必要がある。

○伝統的放送機関にウェブキャスターと別に保護を与えるとした場合に、国内法の問題として、その保護の本質はなにかを含めて検討する必要がある。

② 権利の制限と例外

＜SCCRにおける議論＞

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になつたにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべきであるとの途上国の要求に端を発し、SCCRでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。権利の制限と例外については、(i)図書館とアーカイブのためのものと(ii)教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきであるとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

今後どのような活動を行うかのアクションプランに基づき事務局が実施した図書館、博物館、教育と研究機関等に関する整理作業の結果がそれぞれを担当する研究者から報告された。今後も引き続き、アクションプランに基づく作業が行われる予定である。

③ その他の議題

＜SCCRにおける議論＞

現在SCCRでは「その他の議題」として追及権、デジタル環境における著作権の分析及び舞台演出家(theater director)の保護に関する議論が行われている。

追及権については、追及権の国際的なあり方について議論すべく、第31回会合において、セネガル、コンゴから提案された。第34、35回会合では英国における追及権導入前後の経済的な影響はなかったとの研究結果が報告された。本議題については、EU、アフリカ等の国から、追及権に関する議題をSCCRの常設議題にすべきであるとの意見が出された。これに対し、米国、我が方、南米諸国は、まずは既存の議題を優先し、追及権は引き続きその他の議題で検討することがよいと表明した。また、各国の追及権の実務に関する事実調査を行うタスクフォースを設置することが決定し、今後、本タスクフォースでの調査結果が今後報告される予定である。

デジタル環境における著作権の分析については、南米諸国より第31回会合において、デジタル環境に関連した著作権制度について、本委員会の新たな議題としている旨の提案がなされた。今後、デジタルミュージックサービスを対象とした調査・研究を行い、現状の権利関係、ライセンシングの運用、収益の分配等について、今後2年間実施し、本委員会に調査の状況が随時報告される予定である。

舞台演出家の保護に関する提案については、第35回会合において、舞台演出家の国際的な保護のあり方について議論すべく、ロシアより提案がなされた。今後、世界各国における舞台演出家の保護の状況について調査を行い、本委員会に報告される予定である。

<国際小委員会における委員からの意見概要>

本年度、第2回国際小委員会では追及権についての検討を行った。関係者からのヒアリング等を行い、国内に及ぼす影響を把握・整理し、国際的議論における我が国の対応の在り方について議論した。

(関係者からの意見)

- 美術の著作者は、音楽や文学の著作者と異なり複製による著作権収入が得られないという不利な状況にあり、この状況を解決するために追及権がある。
- 追及権は美術作家にとって重要な収入となることに加え、自分の作品の販売を知ることができ、これらは美術家のモチベーションにつながる。
- 追及権は相互主義となっていることから、日本に追及権が導入されない限り日本の作品が海外で販売されても追及権料を受けることができない。
- 著作権法第47条の2（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）による権利制限が導入される一方で、販売に対する対価が美術家に与えられないことはバランスを欠いている。
- 英國に対して市場規模の小さい我が国において追及権導入によってどのような影響があるのかを検討する必要がある。

- 追及権を導入した場合、すでに売れている美術作家だけの収入が拡大し、若手美術作家への収入につながらず収入格差が拡大することになる。
- 贋作に対する調査、美術品取引の捕捉、追及権を有する人の調査等の実務上の課題がある。
- 国内の美術品取引が、オークション等のオープンな取引からクローズの取引に移行する懸念がある。
- 美術品取引が国内マーケットから海外マーケットに移ることにより、国内の美術品取引市場が縮小する懸念がある。
- オークション開催する際には対象作品のカタログを掲載するが、対象の作品を魅力的に紹介するために、著作権法第47条の2の権利制限を越える形で掲載しており、それに対して著作権者には掲載料を支払っている。追及権の導入により、当該掲載料と追及権料の二重の支払いの問題が生じることになる。
- 作品の状態を良好に保つことは非常に重要であり、コンディションを保つためにコレクターは大きなコストをかけている。追及権を検討する際には単純に売主が負担すればいいというのではなく、保管のコスト等も考慮して検討すべきである。
- 追及権の導入による定量的なコスト、効果を算出し、これに基づいて我が国のためになるのかどうかについて検討する必要がある。

(委員からの意見)

- 上記関係者からのヒアリングを踏まえ、委員からは次のような意見が出された。
- 追及権の制度設計に関する問題として、対象になる取引を何にするかを検討する必要がある。特に相対取引について透明性の観点から諸外国においてどのように捕捉等を行っているのかを調査すべきである。
 - 集中管理を義務とするか任意とするかについて検討する必要があり、この観点から諸外国において集中管理団体の分配や手数料についての公表のような透明性について調査すべきである。
 - 追及権料の分配に際して、権利者を特定できなかった場合等のように分配されなかった追及権料についてどのように処理されるのか調査すべきである。
 - オークションにおいて作家の国籍を問わず追及権料が徴収されるのか、作家の国籍に応じて追及権料が徴収されるのか調査すべきである。
 - 追及権の対象として応用美術がどのように扱われているのか調査すべきである。
 - 美術作家の保護・育成は追及権とは別の手段で行うことであり、追及権は美術品の価値を適正に美術作家に分配するという観点で設けられるべきものである。

- 美術品の保管という観点は興味深く、保管する者への適正な利益配分についても検討することが必要である。
- 美術と音楽では作品の利用形態が異なっていることから、同じ権利内容ではなく、利用形態の違いから権利内容を検討することは意味のあることである。
- 社会や経済への影響があることから英国での追及権導入の影響が我が国に当てはまるのか、国によってどういう影響がありうるのかを調査すべきである。
- 国際的な取引において、どの国の法律が適用され、どのような徴収手続きが行われるのかを調査すべきである。
- 追及権は、著作物の利用行為とは関係のない、作品の譲渡から経済的利益を得ようとするものであり、このような権利を我が国の著作権法においてどのように位置づけるかを検討する必要がある。

(2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

海外における著作権侵害の最新の状況及び文化庁における著作権侵害への取組に関する報告が行われ、それに基づき議論が行われた。

①海外における著作権侵害の最新の状況

<主な報告内容>

違法動画配信について、大手 UGC（ユーザー生成コンテンツ）サイトを中心とし削除要請を行っており、多くのサイトでは削除率も高くなっている。一方で、削除要請に全く応じないサイトも存在するほか、小規模な侵害サイトやSNSでの侵害も増えている。

また、最近の特徴として、侵害サイトの匿名性が高くなっていることがある。CDN（コンテンツデリバリネットワーク）を経由して配信していることから、直ちに侵害コンテンツのあるサーバにたどり着くことができなくなっているほか、海外にサーバがある場合には情報開示にも応じてもらえないことが多く、運営者の特定が極めて困難なため、有効な対策ができない。

さらに、昨今の新しい侵害形態として、不正ストリーミング機器（セットトップボックス）による侵害が問題となっている。当該機器をテレビに接続するだけで、海外のチャンネルや有料放送も含めて 1,000 チャンネルほどが、ほぼリアルタイムで見られるようになっており、中には見逃し配信の機能が付いているものもある。ただし、機器それ自体に侵害コンテンツ等違法なものが入っているわけではないため、取締りが難しいのが現状。なお、海外でも大きな問題となっているが、イギリスが摘発等を行っているほか（ただし、著作権侵害に対してではない）、日本の権利者の協力を得て、台湾で摘発に成功した例もある。

このほか、ジオブロック（一部の地域において視聴制限をかけるもの）への対策についても引き続き課題となっている。

②平成30年度の文化庁における取組について

文化庁による海外における著作権保護の取組について紹介があった。また、今年度実施している海外における著作権侵害対策事例に関する調査研究について報告があり、続いて議論が行われた。

＜国際小委員会における委員からの意見概要＞

- 海賊版対策は中々先が見通せないため、継続的に対応をしなければならず、文化庁においても、来年度以降も注力して行っていくべき。
- コンテンツ企業にとっては、訴訟に対するコストパフォーマンスも重要。是非、権利者の参考となる好事例を、引き続き収集すべきと考える。
- 中国以外でも、様々な国における訴訟の好事例も重要と考える。また、ソフトウェアの著作物であれば、プログラムにデッドコピーを検知する技術的保護手段を採用することもできるのではないかと思う。
- 次年度調査に当たっては、様々な業界の方々とコーディネーションして、効果的でニーズに合った調査をして欲しい。

3. 開催状況

第1回 平成30年8月24日（金）

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- (4) 海外における著作権侵害の最近の状況について
- (5) 自由討議
- (6) その他

第2回 平成30年12月19日（水）

- (1) 追及権について
- (2) その他

第3回 平成31年1月28日（月）

- (1) WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- (2) 海賊版対策の取組状況等について
- (3) 平成30年度国際小委員会の審議状況について
- (4) その他

4. 委員名簿（敬称略、五十音順）

蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
井奈波 朋子	弁護士
今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
奥畠 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
梶原 均	日本放送協会知財センター専任局長
北澤 安紀	慶應義塾大学法学部教授
楠本 靖	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
小島 立	九州大学大学院法学研究院准教授
潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
主査代理 鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科長・教授
世古 和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
大楽 光江	北陸大学名誉教授
田嶋 炎	一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部 部長
墳崎 隆之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構事務局長・弁護士
辻田 芳幸	東北学院大学法学部教授
主査 道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授, 東京大学名誉教授, 弁護士
野口 祐子	弁護士, グーグル合同会社執行役員法務部長
堀江 亜以子	中央大学法学部教授
前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
松武 秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授
山本 隆司	弁護士

(以上 24 名)